

# (案) 請 書

件 名 水苔購入

納 入 場 所 国営沖縄記念公園 海洋博覧会地区

納 入 期 限 令和6年12月31日迄

契 約 金 額 ￥一

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥一

ただし、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、変動後の税率により計算します。

上記の契約について下記の条項によりお請けいたします。

第1条 頭書の契約金額をもって、頭書の納入場所に頭書の納入期限までに別紙内訳書の物件を納入します。

第2条 貴財団の承諾を得たときを除き、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承諾させ、又は担保に供することはいたしません。

第3条 所有権移転前に生じた物件の亡失、き損等の損害は当方の負担とします。

第4条 物件を納入するときは、納品書等により届出のうえ貴財団の検査を受けます。

第5条 前項の検査の結果不合格となったときは、貴財団の指示に従い、不良品の補修又は代品の補充を行い再検査を受けます。

第6条 給付完了の時期は、前項の検査に合格し、これを貴財団に引渡したときとし、物件の所有権は、そのときをもって、貴財団に移転するものとします。

第7条 支払の請求は、前項による引渡後適法な請求書により行い、貴財団が受理された日から30日以内に支払を受けます。

第8条 当方の責めに帰する事由により納入期限までに物件の納入が完了できない場合は、貴財団に対して納入期限延伸の承諾を求めます。

第9条 前項により承諾を得た場合は、納入期限の翌日から完了する日までの日数に応じ、次号の一により計算した金額に年利5%を乗じた額を遅延利息として支払の際相殺されても異存ありません。

- 一 既に引渡が終了した部分のある場合は、その額を控除した金額。
- 二 前項以外の場合は、契約金額。

第10条 当方は、次の各号を表明し、かつ将来にわたっても保証します。

- (1) 暴力団員を総括責任者、業務責任者又は使用人としません。
- (2) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しません。

第11条 前条をはじめ当方が契約に違反し、そのため貴財団がこの契約の目的を達成することができないと認められ、契約の全部又は一部を解除されたときは、契約金額の1/10に相当する額を違約金として貴財団が指定する期間内に納付します。

第12条 所有権移転の日から1年間は、貴財団の指定する期日までに物件のかしを補修（他の良品等の引換え等を含む。）し、又は補修に代えてもしくはその補修とともに損害を賠償します。

第13条 乙は、本契約により知り得た情報を第3者に漏らしません。

第14条 この契約について、新たに生じた事項その他疑義を生じた事項については貴財団と協議のうえ処理します。

令和6年 月 日

沖縄県国頭郡本部町字石川888番地

登録番号：T8360005003327

一般財団法人 沖縄美ら島財団

契約職 事務局長 福地 敬 殿

住 所

氏 名

別表

No	品目	規格	数量	単位
1	水苔 チリ産 AAA	5 k g	180	袋